㈡　実施期間
平成21年３月23日から平成24年３月31日までとする。
㈱　神戸淡路鳴門自動車道の対象インターチェンジ
①　神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
②　淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
③　鳴門北インターチェンジ及び鳴門インターチェンジ。
ヌ　休日深夜割引
㈠　割引をする自動車
休日に、次の①から③に定める通行をするＥＴＣ車のうち、中型車、大型車及び特大車。
①　神戸淡路鳴門自動車道
ａ　次の(a)から(e)のいずれかの通行をし、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前０時から午前４時までの間に通行する。
(a)　㈱①に定めるインターチェンジから流入し、同③に定めるインターチェンジを流出又は同③に定めるインターチェンジから流入し、同①に定めるインターチェンジを流出。
(b)　㈱①に定めるインターチェンジから流入し、同②に定めるインターチェンジを流出又は同②に定めるインターチェンジから流入し、同①に定めるインターチェンジを流出。
(c)　㈱③に定めるインターチェンジから流入し、同②に定めるインターチェンジを流出又は同②に定めるインターチェンジから流入し、同③に定めるインターチェンジを流出(ただし、(e)に定める通行を除く。)。
(d)　㈱②に定めるインターチェンジから流入及び流出（ただし、(e)に定める通行を除く。)。
(e)　㈱②又は同③に定めるインターチェンジから流入し、淡路サービスエリアを経由して同②又は同③に定めるインターチェンジを流出。
ｂ　次の(a)から(c)のいずれかの通行をし、かつ、流出するインターチェンジの料金所を、午前０時から午前５時までの間に通行する。
(a)　山陽自動車道から連続して通行し、㈱③に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同①に定めるインターチェンジを流出。
(b)　山陽自動車道から連続して通行し、㈱②に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同②に定めるインターチェンジを流出（ただし、(c)に定める通行を除く。)。
(c)　高松自動車道から連続して通行し、淡路サービスエリアを経由して㈱②又は同③に定めるインターチェンジを流出。
②　瀬戸中央自動車道
ａ　瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入又は流出し、かつ流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前０時から午前４時までの間に通行する。ただし、瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから児島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを経由して児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は坂出インターチェンジ若しくは坂出北インターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを経由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。
ｂ　山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行し、瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの間のいずれかの流出するインターチェンジの料金所を、午前０時から午前５時までの間に通行する。ただし、山陽自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを経由して瀬戸中央自動車道の児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は高松自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを経由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。
③　西瀬戸自動車道
西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入又は流出し、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前０時から午前４時までの間に通行する。
㈡　割引適用区間
①　㈠①ａ(a)又は同ｂ(a)に定める通行をする場合
神戸淡路鳴門自動車道の神戸西インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの区間。
㈠①ａ(b)から同ａ(e)、同ｂ(b)又は同ｂ(c)に定める通行をする場合
淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間。
②　瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの区間。
③　西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの区間。
㈢　割引率
料金の割引率は、30パーセントとする。
㈣　実施期間
平成21年３月20日から平成24年３月31日までとする。
㈤　神戸淡路鳴門自動車道の対象インターチェンジ
①　神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
②　淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
③　鳴門北インターチェンジ及び鳴門インターチェンジ。
ル　西瀬戸自動車道連続利用割引
㈠　割引をする自動車
休日の午前４時から翌午前０時までの間に、生口島北インターチェンジから生口島南インターチェンジまでの区間又は大島北インターチェンジから大島南インターチェンジまでの区間を通行するＥＴＣ車のうち、中型車、大型車及び特大車。
㈡　割引を適用する場合
①　生口島北インターチェンジから生口島南インターチェンジまでの区間と大島北インターチェンジから大島南インターチェンジまでの区間の両方を含む通行をする場合。
②　①以外の通行のうち、生口島北インターチェンジから生口島南インターチェンジまでの区間を含む通行をする場合。
③　①以外の通行のうち、大島北インターチェンジから大島南インターチェンジまでの区間を含む通行をする場合。
㈢　割引額
料金の割引額は、下表のとおりとする。
①　㈡①の場合。

車種	中型車	大型車	特大車
割引額	200円	300円	500円